

第2次五霞町障害者計画・第4期五霞町障害福祉計画を策定しました

町では、障害者基本法第11条第3項に基づく「五霞町障害者計画」の見直しを行い新たに「第2次五霞町障害者計画」を策定しました。また「第3期五霞町障害福祉計画」の見直し時期となることから、障害福祉サービス・相談支援及び地域生活支援事業の種類と量の確保に関する新たな計画として、平成27年度から平成29年度の3カ年を計画期間とする「第4期五霞町障害福祉計画」を策定しました。

第2次五霞町障害者計画



基本理念「ノーマライゼーション社会の実現」を具現化するため、次の6つの基本目標を定め障害者施策を推進します。

○理解と参加による福祉の推進（基本目標1）

障害に関する情報提供や福祉教育の実践等を通じて障害に対する理解を深め、ボランティア活動を活性化させます。

○自立した生活を応援するサ

ビスの充実（基本目標2）

障害者総合支援法に基づくサービスの基盤整備とサービス内容の充実を図るとともに、不足しているサービスについても柔軟に対応できるように体制づくりに努めます。

○ともに学びともに育つ地域づくり（基本目標3）

一人ひとりの障害の状態に対応した教育、育成支援を図り、人生のそれぞれの段階に応じた切れ目のない、一貫した支援体制を構築します。

○雇用と就労支援の充実（基本目標4）

関係機関との連携を図りながら、障害のある人の一般就労に向けた取り組みや障害者総合支援法に基づく就労支援サービスの提供体制の確保に努めます。

○継続的な保健・医療サービス（基本目標5）

心身の健康や障害に対する正しい知識の普及と疾病の早期発見に努めるとともに、適切な相談及び指導等により早期治療、療育につながるよう、関係機関との連携強化を図ります。

○安心と安全の地域づくり（基本目標6）

バリアフリー・ユニバーサル

デザインの環境づくりの実現に努めます。また災害時の初期活動が円滑に行われるよう、援助を必要とする世帯の状況等を把握しながら、障害の特性に応じた避難体制の強化を推進していくとともに、障害のある人に対する防災知識の普及、啓発を図ります。

第4期五霞町障害福祉計画



○数値目標の見直し

第3期障害福祉計画（平成24～26年度）の現状の把握と地域における課題等を踏まえ、第4期障害福祉計画として、福祉サービス見込量や方策を定めました。

○計画推進の基本的な考え方

1. 連携体制の充実

- 関係機関、団体の実情を十分に把握しながら支援を継続します。
- 町民の自主的な活動を広げるとともに、地域で解決できない問題に対しては、「自助・共助

・公助」の考えに基づき、障害者福祉の推進を図ります。

・社会福祉協議会は福祉活動の中核となるよう、活動の活性化に努めます。

・庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進します。

2. 信頼される支援体制の整備

- 適切なサービス利用が、地域生活支援事業の周知と利用促進を図るとともに、判断能力の不十分な人の財産の管理等を行えるよう、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。
- 広報紙やホームページ等を活用するとともに、県や五霞町障害者総合支援協議会との連携を図り、総合的な相談支援体制の充実を目指します。
- 障害のある人や家族からの相談に応じて個々の心身の状況やサービスの利用意向、家族の状況等を踏まえて適切な支給決定ができるよう、ケアマネジメン

ト体制の充実を図っていきます。

- 障害のある人の自己決定を尊重しながら意見決定の支援に配慮するとともに、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備に努めます。
- 県等の関係機関との連携を図り、障害福祉サービスの提供事業者等の専門職の確保に努めます。
- サービスを利用した障害のある人とサービス提供事業者間の苦情解決について、可能な限り当事者間で解決できるように事業者側の取り組みを促進します。
- 公的サービスを補うインフォーマルサービスの充実を図り、障害のある人を地域全体で支える仕組みづくりを進めます。
- 利用者本位の福祉の実現を目指すため、専門的、客観的な立場から評価を行う仕組みを検討するとともに、評価基準の作成や既存事業所に対するモニタリングに加えて事業所を指定する際の基準作成の取り組みを進めます。

3. 推進体制の充実

- 古河・坂東障害福祉圏をはじめとする近隣市町との連携、協力のもと実施していきます。
- 五霞町障害者総合支援協議会を一層充実させ、障害福祉サービス全体の調整、連携の核とした運営を図っていきます。

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎(84)0006（直通）